



第5号様式（第11条関係）

見解書

令和元年 9月 25日

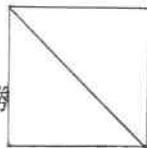
京都府知事 西脇 隆俊 様

林地開発行為予定者

住所 京都市伏見区醍醐一ノ切町 28 番地

氏名 株式会社 陀羅谷

代表取締役 中井 久勝



京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
別紙参照	別紙参照

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るもの）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>第1 土砂災害の危険性の増大</p> <p>本件事業は約5万m³もの広大な土地に約87.4万m³もの埋め立てを行う計画である。予定地の現況は、山林であるところから、このような大規模開発による山林の保水機能の低下、地すべり土砂災害の危険性増加は無視できないものである。</p>	<p>左記では、開発面積が約5万m³で埋設予定が約87.4万m³であることをもって、土砂災害の危険性が増加すると結論付けています。しかしながら、開発に当たっては、関連法令で定められた許可基準に基づく事業計画とします。関連法令の基準は科学的事実に、日本各地における運用に基づく知見も盛り込まれた信頼度の高いものです。</p> <p>また、最終処分地の下流部には、関連法令で定められた厳格な許可基準に基づく十分な強度を持った重力式コンクリート擁壁(貯留構造物)を設置する計画としています。</p> <p>事実として、平成25年9月16日に陀羅谷地区で土砂災害が発生しましたが、土砂災害が発生したのは、左記主張では保水力が高いとされている未開発の山林等の方であり、紺清商事株式会社の処分場跡地では全く土砂災害は発生しておりません。</p> <p>このように、関連法令で定められた許可基準に基づく事業計画であることや、至近に存在する実例を無視し、何ら科学的根拠を示すこともなく、単に規模の大なることのみを土砂災害の危険性増大に直結させる左記主張は、非科学的、非論理的で不当と言わざるを得ません。</p> <p>尚、当社が平成27年8月31日提出した見解書(以後「H27.8.31当社見解書という。」)で既に、左記主張が非科学的で非論理的なことを明白にしておりますが、それにも拘らず、新しい根拠も全く示さず、同旨の主張を繰り返していることを指摘しておきます。</p>

また、本件周辺林地が保安林に指定されている理由は、過去において台風等の影響により千丈川が氾濫し、大規模な土砂災害が起きたという歴史に鑑み、森林を保全し保水機能を維持することにある。

最近の気候変動によって、年々生命を脅かすような大量の雨が短時間に降り続く状況は増え、つい数年前にも大雨によって千丈川下流の護岸が崩壊し、下流域が洪水の危険にさらされる事態も起こった。

仮に、開発ならびに事業完了後には植林等で原状回復に努めることとしても、長い年月を要する行為である。本件事業実施中及び事業完了後の原状回復の間に大規模な災害が発生する可能性が、現状よりもはるかに高まることは言うまでもない。

そうであるにもかかわらず、河川水量の増加については、調整池による流量調整としか表記されていない。森林伐採による土砂災害の危険性の増加、保水力の低下がどの程度なのか、原状まで保水力を復帰させることは本当に可能なのか、開発中や埋め立て期間中に

前段で説明したように、山林を一時的に伐採し、最終処分地としての営業を行っても、土砂災害や泥水流出の危険性を増大しないよう関連法令で定められた許可基準に基づく事業計画とします。

そして、意見書は平成 25 年 9 月 16 日の土砂災害を処分場の危険性の例に上げておますが、前述のように事実は逆で、科学的にも実例としても、最終処分地において、豪雨による土砂災害の危険性は増加しないと考えられます。

このような事実を無視して、処分場の存在自体を土砂災害の危険性増大の論拠にする左記主張は、非科学的で非論理的です。

尚、平成 25 年 9 月 16 日の災害の話題が出てきましたので言及しますが、災害時に直ちに重機と作業員を手配して土砂崩れ発生地に駆けつけ、千丈川に泥水が流出するのを防いだのは当社であり、当社こそ、最も千丈川の防災や環境保持に真剣な実行者であると自負しております。

本段落の左記主張についても、H27.8.31 当社見解書で既に、非科学的で非論理的なことを明白にしておりますが、それにも拘らず、新しい根拠も全く示さず、同旨の主張を繰り返していることを指摘しておきます。

論理的に考えて一定面積に降る水量は、そこが山林であっても処分場であっても同じで、山林だから少なくなり処分場だから多くなることはありません。そして、処分場には貯留構造物及び洪水調整池（調節容量約 10,000 m³）を設置し、急激な下流への水流増大を緩和しま

どのくらい保水力が低下するのかという認識が無く、検証もなされていないものと考えられる。

そのような認識の開発行為予定者のもとで、千丈川上流において大規模開発がなされれば、短時間に多くの雨が降るなどの状況下では、下流である千町住民が巻き添えになることは明らかであり、このような危険な開発を許すことはできない。

す。実例もあります。平成 25 年 9 月 16 日は、実際に短時間に大量の雨が降ったことに起因して土砂災害が起きました。土砂災害が起きたのは処分場の無い山林等でした。

保水力低下について説明します。農業用水取水口地点（取水地点：一級河川 千丈川 千寿の郷より上流約 150m）の流域面積は約 300 ヘクタールです。今回開発地で切り盛りする面積は約 4.7 ヘクタールであり、改変比率は約 1.6% となります。現状の土地利用は宅地、道路、農地、山林であり、全てが山林では無い上に、埋め立て後は随時植栽を行い、現状回復を図ります。これらから、保水力の低下はあったとしても 1% に達しない程度に僅少と考えられます。

更に前述のように、貯留構造物及び洪水調整池の効果により、開発による影響が出ないように計画しています。この実情に照らせば、「下流である千町住民が巻き添えになることは明らかである」等の徒に恐怖を煽る事実に反する言辞は、不適切という他はありません。

科学的で多数の実例も踏まえた関連法令の基準に準拠している当社が、非科学的で非論理的な事実に反した主張に応じて、基準に定められていない事項まで調査し証明を行う理由はありません。関連法令で定められた許可基準に基づく当社の事業計画が不当というのであれば、当社に基準外の要求をするのではなく、主張者自らが科学的根拠を示して、関連法令の基準の不当性を証明されるべきと考えます。

第2 水質悪化の危険性

千町内の千丈川は蛍の生息地として有名であり、また、川の水を利用した農業も盛んで地下水も利用されている。本件開発予定地は、千丈川の水源の一つであり、最終処分場として利用されることによる水質悪化が懸念される。

この点、開発行為予定者は、十分な容量の調整池兼沈砂池を設置し、濁水を直接下流に放流しない構造とし、月1回の水質検査を実施する、としている。

さらに、雨天時には埋め立て及び搬入を行わない、としているが、狭い道路を何度も小型トラックで運搬するという計画のもとでは当初より効率が悪く、すべての雨天時に埋め立てや搬入を行なわないというのは、現実的には信じ難い。

蛍に言及されているので先ず申しますが、紺清商事の事例でも明白なように、最終処分場の存在は水質悪化にはつながらず、勿論、蛍にも顕著な悪影響はありません。繊細な蛍にも影響が出ない程度に水質が保たれたのは、紺清商事の事例が僥倖に恵まれたからではなく、科学的で多数の事例を踏まえた国の基準には、放流水質悪化の防止が考慮されており、その基準に基づいて自治体が適切に指導・監督する適法な処分場の場合、放流水質悪化が防止されるからです。

更に、本計画では、放流水質に特段の配慮を求める京都市当局の指導により、安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準ではなく、紺清商事の最終処分地にも無かった、十分な容量の貯留施設や遮水シート等を計画し、放流水質の維持に万全を期しております。

放流水質を維持するよう定められた国の基準に準拠し、更に、上乗せした対策まで計画しているにも拘らず、最終処分場の存在のみを唯一の論拠として、放流水質悪化の結論に直結させる左記主張は、非科学的で非論理的と言わざるを得ません。紺清商事という至近地での実例をも見ながら、なお、事実に反する非科学的・非論理的主張を展開される意図を理解できません。

「現実的には信じ難い」と、当社が許可条件逸脱をすると決めつける態度は、予断と偏見という他はありません。廃棄物処分は許可業であり、当社としては、操業停止に至るような行為の防止こそ最も留意するところであり、許可条件逸脱は厳に慎むべき事項となります。また、

<p>水源は地下に浸透したうえで各地から川に流れ込むものや道路上から直接川に流れ込むものもあり、全てが調整池兼沈砂池に流入するものではない。</p> <p>また、地下水への影響はすぐに表れるものだけではなく、土壤への汚染物質の蓄積や住民の健康被害等の懸念もある。ひとたび水質が悪化すれば、蛍の生息はおろか農業その他千町住民の将来の生活すべてに影響することとなることから、このような位置で開発行為</p>	<p>当局の指導監督能力も否定するものであり、不適切と感じます。</p> <p>埋立地従流部の降水は、埋立地外周部にバイパス水路を設置し、調整池に流入させる計画です。埋立地の降水は、全て貯留構造物のところに集めます。</p> <p>また、地下水への浸透に言及されますが、本来は安定型処分場の設置基準にはない遮水シートを設置することで、地下水への浸透を防ぐことにしております。</p> <p>このように、地下水への浸透に言及する左記主張は、遮水シートの設置計画を無視した一般論に過ぎず、処分場関連の水流は全て貯留構造物に一旦阻まれ、調整池に入ることは明白です。</p> <p>一定面積当たりに降水する水量は、雨量(高さ)×面積で計算できます。調整池より下流部分の処分場関連道路の面積は僅少であり、その部分に降水する水量も僅少で、水害を問題にする量にはなりません。また、舗装道路への降水は、舗装道路だけに水質汚濁物質の発生のしようがありません。従って、調整池より下流域の道路部分への降水を問題視する左記主張は、非科学的で非論理的と言わざるを得ません。</p> <p>左記主張は地下水汚染を前提とするものですが、そもそも、安定型処分場においては、汚染物質が浸出する物を埋めることはできません。事実としても紺清商事の事例でも、汚染物質浸出の事態は起きておりません。</p>
---	--

をすることは許されない。

更に、当社計画では京都市の指導を受け、遮水シートを設置して地下水への浸透を防止し、処分場関連の水を貯留構造施設に集め、水質検査をする計画で、万一、水質汚染が発生した場合にも場外に出さないよう備えております。

従って、地下水汚染に関する左記主張は、当社が遮水シートを敷かず、貯留構造物を作らず、水質検査をせず、違反廃棄物を埋設し、当局の指導に従わないことを前提とした主張と言う他はありません。即ち、当社及び当局は約束を果たさないという、予断と偏見に基づいて、徒に恐怖を煽るだけの非科学的で非論理的な主張と言わざるを得ません。

廃棄物処分は許可業であり、当社としては、操業停止に至るような行為の防止こそ最も留意するところであり、許可条件逸脱は厳に慎むべき事項となります。また、当局の指導監督能力も否定するものであり、不適切と感じます。

第3 私道通行の懸念

本件事業計画では、開発地域から宇治市東笠取中島に至るまでの府道782号および宇治市東笠取中島から笠取ICに至る宇治市道のうち、特に府道部分については非常に幅員が狭く、普通自動車であってもすれ違いが困難な部分も多数ある。

まず、林地開発に当たっては大型重機を用いて行われることが考えられるが、そういった大型重機を搬入できるような道路ではない。林地開発とその後の産廃事業を行うにあたって、笠取ルートで作成した事業計画で行政当局の認可を得た後は、道幅の広い県道醍醐大津線及び千町生産森林組合所有の私道部分（以下「本件私道部分」という。）を通る大津市からのルートを使って、大型重機の搬入を行い、作業員や作業車両の通行、最終的には搬入車両の通行を行うことを前提とした事業計画ではないかと疑わざるを得ない。

本件私道部分は、保安林の管理を行うために滋賀県からその使用を許可されたものであり、道路法上に規定された道路ではなく、自由に通行できるものでない。それを知らせるために看板を設置し、近隣住民の生活に必要な範囲の通行とハイキング等の余暇活動での通行のみを認め、営利事業目的での通行を認めない旨を明示している。なお、本件林地開発予定者が提起した、本件私道部分に対する

搬入経路として計画している公道の幅員が狭いことは事実ではあります、市道赤坂中島線は所々に待避スペースが確保されています。

府道部分については、通行時間は約7分程度で、すれ違いが行えるようなスペースが10ヶ所程度存在していますので、通行車両の離合ができるように今後、道路管理者等と協議を行う予定にしております。

「本件私道部分」と称する道路は、本件事業計画上は廃棄物運搬車両の走行ルートとはなっていません。したがって、本件事業計画とは全く関係のないことです。

本件事業のための大型重機は、分解輸送等を行うため事業計画の道路を通行し何らの問題なく搬入できます。

前述の当社の計画における提示事項の再確認以外、左記主張に関して申し上げることは有りません。それは主張の論拠が、ことごとく当社の提示事項を「疑わざるを得ない」としているからであり、「当社は必ず約束を違える」との予断と偏見に他ならないからです。予断と偏見を論拠とした主張に対して、多くを回答することは困難であり、また、意味もないことと考えます。

通行権確認及び通行妨害予防請求事件では同予定者の通行権は認められないとする判決が確定している。(大阪高裁 H30.7.19)

△は、本件私道部分の通行についてその方針を変更するつもりは些かも無いことを明言しておく。

一方で、本件林地開発予定者は、上記訴訟では本件私道部分を通行する以外には通行できるルートはないと主張していたことからしても、今回の搬入ルートにて事業の申請を出すこと自体不可解と言わざるを得ず、開発時及び事業実施時においてルートが遵守されるかは疑わしい。

なお、「訴訟では本件私道部分を通行する以外には通行できるルートはないと主張していた」とありますが、それは最大積載量 10 t トラックの通行ルートとしてのことです。当社としても、最大積載量 10 t トラックによる廃棄物搬入を、事業の前提とする固定観念に囚われていたため、当時そう主張したのは事実です。しかしながら、判決を受けて当時の計画の実現性が僅少になった中、前提をも一から見直して模索し、別ルートを 2 t トラックで搬入するという可能性を見出したのであり、窮すれば通じたということであって、不可解という語に値するとは考えておりません。

本件事業で廃棄物の運搬に用いられるのは 2 t トラックであり、2 t トラックを用いれば、「本件私道部分」と称する道路を通行しなくとも、搬入できる道路であることを確認しております。

また、すれ違いがスムーズに行なえるよう離合箇所の設定については今後、道路管理者と協議します。

尚、「開発時及び事業実施時においてルートが遵守されるかは疑わしい。」という主張は、予断と偏見と言わざるを得ません。

そのため、本件林地開発予定者において、本件私道部分を通行し

廃棄物処分は許可業であり、当社にとって許可条件の逸脱防止は、

ないことを担保するような対策を明らかにすべきであり、このような担保がなければ開発自体を認めるべきではない。

業の継続や操業停止の防止のために最も留意するところです。

このことから、認可条件の遵守が事業の強力かつ十分な担保という他はありません。

以上のとおり、「第3 私道通行の懸念」に記載されている内容は、事実に関わる部分については非科学的かつ非論理的であり、当社の方針については「信じがたい」「疑わしい」等の予断と偏見のみを論拠にしており、本件事業計画及びその実施に何らの関係がないのは明らかです。

第4 最後に

上記のとおり、本件林地開発行為を行うことについては反対であり、開発許可をすべきものではない。

□は、緑豊かな森林と流れの清らかな千丈川という恵まれた自然に囲まれた地域である。全国各地の現状を見渡す中で、一度このような事業を黙認すれば次々と計画が持ち上がり豊かな自然は一瞬にして消え失せることを知った。

失われた自然是二度と元に戻すことができず、これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至ったのである。また、その影響は町内にとどまらず、学区あるいは琵琶湖の水を享受する近畿地方の皆さんにも及ぶものである。この点については、新計画の搬入経路上の笠取地区の住民の皆さんにも同意していただけるものと確信する。

□住民は、恵まれた自然と共生する道を選択する。したがって、本開発計画に賛成することは、千町の環境の破壊に自ら手を貸すこととなり、絶対に認められない。

以上

「第4 最後に」の主張においても、当社の安定型産業廃棄物最終処分場があたかも、環境に対して壊滅的悪影響があるが如き、恐怖感を煽る事実に反する記述がみられます。しかしながら、実際の安定型産業廃棄物最終処分場は、確かに地形には改変を加えますが、国の基準により認められた、変質が考え難く、有害物質の浸出も考え難い物を埋設するに過ぎません。建設から運用を経て終了に至るまで、関連法令の基準や許可条件からの逸脱の無いよう許可当局の指導・監督を受けます。最終的には覆土上に植林して、森林に戻す営みです。個別案件ごとに当局により厳格に審査されるので、次々に建設されるようなこともあります。即ち、左記主張にあるような、環境に壊滅的な悪影響を連鎖的に与えるものとは全く異なります。

意見書には「これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至ったのである。」とあります。全く、そのとおりです。当社は真剣にそう考えるからこそ、平成25年9月16日の土砂災害発生時に泥水の流出防止に取り組みました。唯一、文字通り泥臭く取り組んだ当社が、災害発生年すら「数年前」との曖昧な記述しかしない、作業はおろか状況確認にすら来なかつた方々に、環境破壊を行う筈だと決めつけられるのは遺憾という他はありません。

結局、意見書の主張の論拠は「当社は必ず違反するはずだ」「京都府・市当局の指導監督は必ず不適切になる」との予断と偏見のみと言わざるを得ません。言うまでもないことですが、予断と偏見による主張は、当社と京都府・市当局に対する、差別であり、冒涜であり、

人権侵害である反面、合理的論拠とはなり得ません。

附言しますと、H27.8.31 当社見解書で、既に当社は、具体的、科学的、論理的な論述を行っております。

ご主張の論拠が科学的で論理的だとの自信をお持ちであれば、説明会の開催を拒まれる理由は無い筈です。堂々と科学的で論理的な論拠を展開し合って、科学的で論理的な見解を共有できれば幸いと考えています。当社としては、関連法令で定められた許可基準に基づく事業計画としており、科学的見地、実例等に基づく、理性的な説明を行いたいと考えおり、これに対して、胸襟を開いた予断と偏見の無い質疑応答を行い、当社の考え及ばない事実に関しては素直に受け止めたい、そう考えております。これを最後にお願い申し上げる次第でございます。

以上